

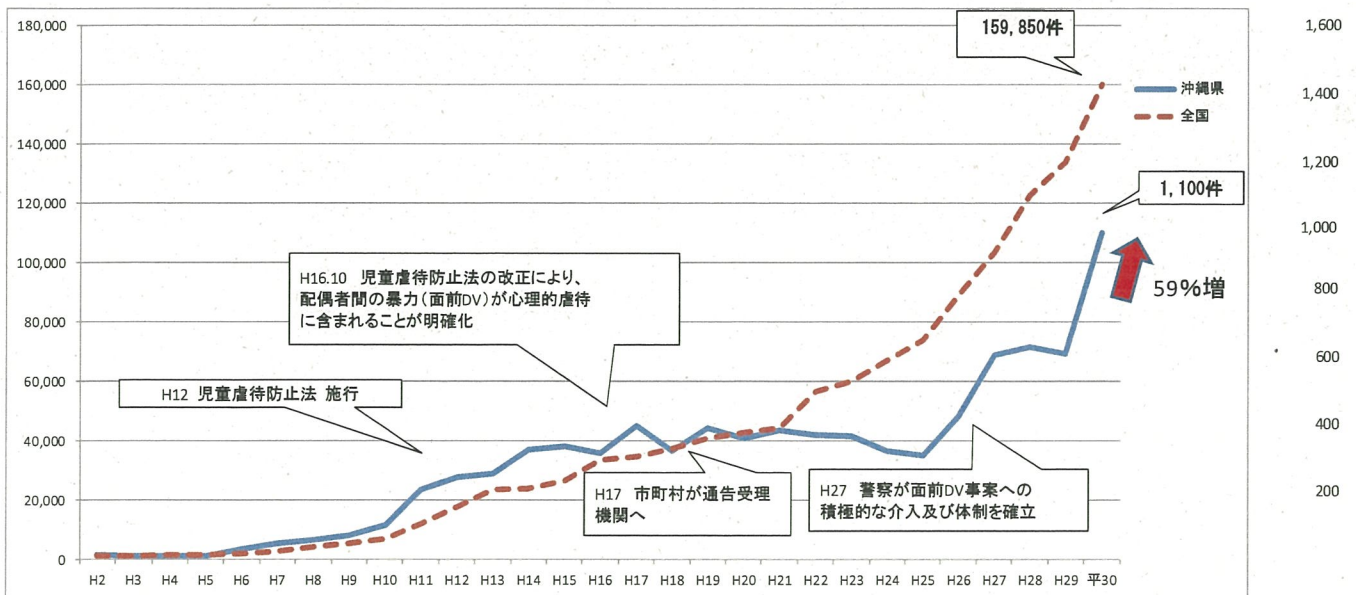
# 沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例 (仮称) について

令和元年12月19日

子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課

## 児童相談所の児童虐待処理件数の推移

- 1 全国では、平成22年度以降、相談件数が急激に増加し、それが継続している。
- 2 沖縄県では、平成25年度まではほぼ横ばいであったが、平成26年度以降増加しており、増加傾向が続いている。



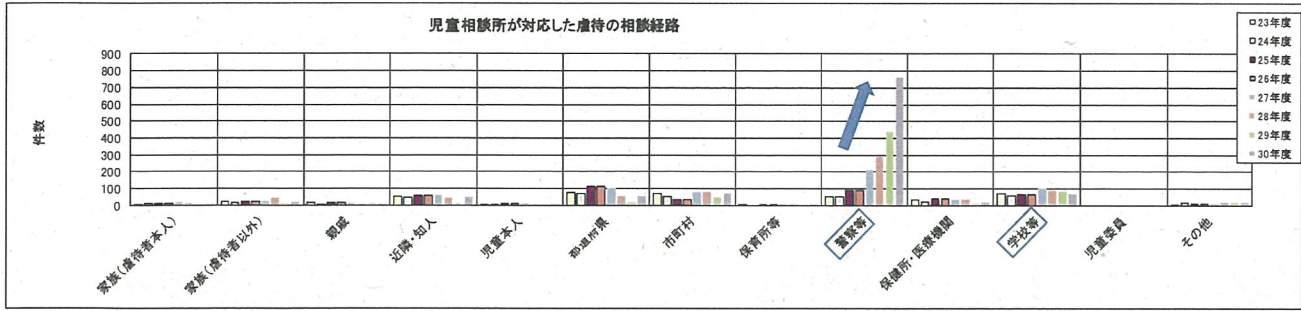
年度	H2	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
沖縄県	16	364	440	408	435	420	414	363	348	478	687	713	691	1,100
全国	1,101	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,862	66,701	73,802	88,931	103,286	122,578	133,778	159,850



## 相談経路の状況(児童相談所)

### ○沖縄県での年度間の比較

- 1 学校の相談件数は、平成27年度に急増(61.9%増)した後、平成28年度以降は減少傾向にある。学校の相談経路の構成比は平成30年度6%(全国:7%)で、全国並み。
- 2 警察の相談経路の構成比は、平成30年度では69%となっている。



児童相談所が対応した虐待の相談経路

	家族		親戚	近隣・知人	児童本人	県	市町村	保育所等	警察等	保健所及び医療機関	学校等	児童委員	その他	計
	虐待者本人	虐待者以外												
平成22年度	16	26	15	71	6	68	59	8	57	22	67	1	4	420
平成23年度	7	24	15	52	6	76	70	2	51	33	73	0	5	414
平成24年度	12	18	6	48	2	69	54	0	53	26	60	0	15	363
平成25年度	13	15	1	42	4	44	58	8	66	20	70	0	7	348
平成26年度	13	23	15	60	9	114	33	5	89	40	63	0	14	478
平成27年度	18	25	15	60	12	102	81	6	214	38	102	0	14	687
平成28年度	12	45	11	46	10	56	83	5	295	36	91	0	23	713
平成29年度	2	14	17	16	8	21	48	4	441	12	84	1	23	691
平成30年度	7	19	6	51	8	57	75	2	762	23	71	0	19	1,100
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
	4%	6%	4%	17%	1%	16%	14%	2%	14%	5%	16%	0%	1%	100%
	2%	6%	4%	13%	1%	18%	17%	0%	12%	8%	18%	0%	1%	100%
	3%	5%	2%	13%	1%	19%	15%	0%	15%	7%	17%	0%	4%	100%
	4%	4%	0%	12%	1%	13%	17%	2%	19%	6%	20%	0%	2%	100%
	3%	5%	3%	13%	2%	24%	7%	1%	19%	8%	13%	0%	3%	100%
	3%	4%	2%	9%	2%	15%	12%	1%	31%	6%	15%	0%	2%	100%
	2%	6%	2%	6%	1%	8%	12%	1%	41%	5%	13%	0%	3%	100%
	0%	2%	2%	2%	1%	3%	7%	1%	64%	2%	12%	0%	3%	100%
	1%	2%	1%	5%	1%	5%	7%	0%	69%	2%	6%	0%	2%	100%

# 1 「児童虐待に関する万国津梁会議の意見」について

## 共に取り組む必要がある主な意見

### (1)子どもの権利

- ① すべての子どもは、健やかに成長し発達する権利を持っており、子どもが持っている無限の可能性を十分に発揮できるよう、子どもの権利を保障することは、大人及び社会の責務である。

### (2)子どもの声・意見の汲み上げ

- ① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの支援者が入ってきているが、実際にそれが子どもの声を拾えているかというと、現場によっては非常に難しい部分もある。
- ② 子どもは、意見表明をしてもよいということを実感しておらず、意見表明が大事ということ子どもが毎日過ごす学校という日常レベルの教育の実践から作っていかなければならない。  
また、虐待の相談経路について、警察が全体の6割を超える一方で、学校は約1割にとどまり、子どもたちが日常を過ごす学校が、SOSを発信できる場所になっていないともいえる。
- ③ 学校現場において子どもたちの意見を汲み上げていくためには、教師が生き生きとゆとりを持って教育活動に取り組めるようなシステムを作っていくことが必要である。
- ④ 弁護士が学校に入っていき「スクールロイヤー」について、学校が保護者等とのトラブルになったときに学校を守るためではなく、子どもの意見表明権を保障する目的・立場で配置すること、子どものオンブズマン制度を創設することなど、子どものSOS、声、意見をしっかりと汲み取るためのアドボカシーの制度や支援が必要である。



### (3) 子ども自身の安全確保

- ① 子どもたちには、苦しい思いをしているのであれば逃げても良いということや、子どもシェルターなど受け入れ支援してくれる場所があるということを知ってもらうことも大事である。
- ② 一方で、虐待が中学生位から少なくなるのは、虐待を受けた子どもが家から外に出て生活しようとすることも影響していると考えられ、心に傷を負ったままで危ない形で大人になろうとしてしまうという問題もある。そのため居場所のない子どもを受け入れ支援をする子どもシェルターなど社会の受け皿の充実が重要である。

### (4) 予防、早期発見、通告、早期対応

- ① 虐待されている子どもが、親が怖くて誰にも虐待について相談ができず、現実として支援に繋がっていない、統計上も出てこないケースが潜在的にあると考えられる。
- ② 虐待予防の観点から、保護者が子育てに悩んだとき、どこに相談すれば良いのか、怒りやイライラを鎮める方法などをまとめたリーフレットを作成し、体罰や虐待予防に関する情報を保育園、小学校などに通う子どもを持つ保護者に提供することが必要である。
- ③ 児童虐待の疑いがあれば通告義務があることを周知するとともに、通告することに罪悪感を抱くことがないように啓発していくことが必要である。
- ④ 学校現場では虐待やその疑いをいち早く把握できる面があるが、虐待は1つの機関や個人が抱えて解決できることではないので、多機関での連携が必要であることを学校に理解してもらう必要がある。

### (5) 制度・体制の整備

- ① 虐待の早期発見と介入、予防のために 低リスクから高リスクまで幅広い層を支援できるよう、一般市民向け、児童館等の子育て支援者向け、学校、医療機関など専門家向け等の各層に応じた研修会の開催が必要である。



## 2 沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり 条例（仮称）について

### 同条例の骨子の中で、学校に関係する主なもの（抜粋）

#### 1 目的

この条例は、子どもの尊厳を重んじ、子どもを虐待から守ることに関し基本理念を定め、県、県民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ効果的に推進し、もって子どもの権利利益の擁護及び子どもが健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

#### 3 子どもの権利（万国津梁会議の意見（1）①を反映）

子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、安心して生きる権利、能力を十分に発揮し育つ権利、虐待から守られる権利、自己の意見を表明する権利その他の健やかな成長及び発達のための権利を有する。

6

#### 4 基本理念（万国津梁会議の意見（1）①を反映）

- (1) 子どもについては、前項の子どもの権利を保障し、個人としての尊厳を重んずるとともに、その最大の利益を考慮する。
- (2) 虐待は、子どもへの重大な権利侵害であり、心身の健やかな成長を阻害するものであるとの認識の下、社会全体でその防止を図っていく。
- (3) 子どもを虐待から守るに当たっては、その生命を守ることを最優先とする。

#### 5 県の責務（万国津梁会議の意見（3）②、（4）①を反映）

- (1) 県は、基本理念にのっとり、子どもの権利利益を尊重し、子どもを虐待から守ることに関する施策を策定し、実施するとともに、必要な体制を整備する。
- (2) 県は、虐待防止施策、県の定める子どもの貧困対策の計画、子育ての支援の計画及び子どもを社会的に養育する計画を、整合性を確保して、総合的かつ効果的に実施する。

#### 8 関係機関等の責務（万国津梁会議の意見（4）④を反映）

関係機関等は、基本理念にのっとり、子どもの権利利益を尊重し、必要に応じて県、市町村及び他の関係機関等との連携の下、虐待防止に資する主体的な取組の推進に努める。

#### 13 早期発見のための環境整備（万国津梁会議の意見（3）①②を反映）

- (1) 県は、虐待を早期に発見できるよう、市町村及び関係機関等と緊密な連携協力を図る。

7



- (2) 県は、虐待を受けたと思われる子ども (2) 県は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が、  
通告をしやすい環境及び体制を整備する。
- (3) 県は、虐待を受けた子どもが、自ら相談しやすい環境及び体制を整備する。

#### 14 通告に係る対応等

- (3) 児童相談所長は、安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じて、近隣住民、学校の教職員、  
児童福祉施設の職員、子どもが居住する住宅を管理し、又は所有する者などに対し、協力を求める。

#### 15 通告に係る体制の整備 (万国津梁会議の意見 (4)③を反映)

- (2) 県は、虐待の通告又は虐待に係る相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に不利益が  
生じないように、必要な配慮をする。

#### 16 情報の共有 (万国津梁会議の意見 (4)③を反映)

県は、虐待の早期発見及び早期対応のため、保健所、児童相談所、福祉事務所、警察本部等の  
県の関係機関、市町村、関係機関等との間、そして 県の関係機関相互間における虐待に関する情  
報の共有を図るための連携協力体制の整備に努める。

#### 20 子ども自身による安全確保への支援 (万国津梁会議の意見 (3)①②を反映)

県は、子どもが虐待から自らの安全を確保できるようにするため、子どもに対し、自らとり得る行動  
のための情報の提供その他の必要な支援を行う。